

平成18年度第1回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	平成18年5月29日(月) 15:00～	
開催場所	徳島市役所6階 工事入札室	
出席者	委員会 井上委員長、長地委員長代理、鈴木委員、平尾委員(野村委員は欠席) 徳島市 上野土木部監理課長 板東水道局総務課長 他 関係各課・事務局職員	
審議案件	一般競争入札	2件
	公募型指名競争入札	2件
	(通常)指名競争入札	4件
	随意契約	2件
	合計	10件

議事概要

委 員 員	徳 島 市
市発注工事に係る入札・契約手続の運用状況等について	
平成17年度に行った入札監視委員会の報告書という形で市長に報告したいが、いかがなものか。6月末までには提出したい。	1 対象期間(H17.10.1～H18.3.31)の発注工事について  よろしくをお願いします。
審議 1 <一般競争入札>西部環境事業所ごみ焼却施設補修工事  (西部環境事業所施設課)	
入札参加業者が1社とは、どういうことか。  1社であるが、落札率が高くないか。  工事費には利益も算定されているか。  このような1社だけの競争入札は過去にもあったか。 1社では疑義は残るが。	本市の登録業者で、参加可能な業者は67社(内9社は指名停止で58社対象)あったが、1社だけの応募であった。応募を募ったが結果1社ということで、競争性があったと判断した。  予定価格内であり、工事内訳書を工事主管課が確認しているため、問題はないと認識している。  利益も含まれる。  今回がはじめてである。このため本年4月1日から条件付一般競争入札実施要綱を一部改正し、応募段階で合格業者が1社だけの場合は、当該入札を中止することにしている。
審議 2 <公募型指名競争入札>住吉東排水機場エンジンポンプ自動化機器及び水中ポンプ製作工事  (中央浄化センター)	
1社非指名となっているが、理由は何か。  3社とも同額であるにもかかわらず、機器費に業者のバラツキがあるが、機器のメーカーは同じか。また、内訳書のチェックはなされているか。最低価格で利潤も見込まれているのか。	主たる営業所が市内になかったためである。  最低制限価格を事前公表しているため、3社が最低制限価格で入札した。 工事内訳書は、工事担当課にチェックしてもらっているので妥当と判断している。 機器のメーカーは市で指定することはできないので、業者によって機器のメーカーは異なる。 どこまで利益を見込まれているかはわからない。

<p>審議 3 &lt;指名競争入札&gt;樋口団地新築管工事（1期2工区）</p> <p style="text-align: right;">（住宅課）</p>	
<p>指名業者が5社であるのは妥当か。</p> <p>工事の発注を分割して、業者数を増やすことはできないのか。</p> <p>Bランクの2つの業者が共同で行うということとはできないのか。</p>	<p>市の規定上、8社必要であるが、3000万円を超える工事の場合、格付等級がAランクの業者になり、管工事については5社しか指名できる業者がいなかった。</p> <p>本体工事、電気工事、管工事、空調工事で分けて発注しているが、一工事を分けることはできない。</p> <p>経常JVは認めていない。また、3000万を超える工事であるので、Bランクの会社は入ることができない。</p>
<p>審議 4 &lt;指名競争入札&gt;徳島市消防局庁舎LAN構築修繕</p> <p style="text-align: right;">（情報推進課）</p>	
<p>落札率が95%以上であれば談合を疑えとも言われているが、本件を含め、指名競争入札案件の約3分の2が95%以上で落札されている状況はいかがなものか。</p> <p>95%は警戒基準であると考えられるが、談合を防止することについて他に何か工夫できることはないか。例えば指名業者数を増やすなど。</p> <p>予定価格はどのように設定されるのか。他の自治体も同じ方法で設定されるものなのか。</p>	<p>本市は予定価格及び最低制限価格の事前公表を行っているので、落札額が二極化してしまうのはやむを得ない。見直しの検討課題である。</p> <p>ただ、95%を超えているから談合かと言う事もできない。</p> <p>今年度、電子入札を1000万円以上の工事に拡大し、業者数についても、5割増しの予定である。</p> <p>設計金額に需給状況等を考慮して定める。本市は、設計金額の98%から99%ぐらいの間になっているが、予定価格は各自治体でバラバラである。設計金額＝予定価格としている自治体もある。</p>
<p>審議 5 &lt;随意契約&gt;八万町向寺山下水管渠築造工事</p> <p style="text-align: right;">（保全課）</p>	
<p>随意契約ということは、水道局の工事の業者と同じ業者であるということか。</p> <p>随意契約することで経費が削減されるとのことであるが、削減された分は水道局と市で折半するのか。</p> <p>本当に随意契約したほうが安くなるのか。競争入札したほうが安くなることはないのか。</p>	<p>本工事は、水道局が一般競争入札で落札した業者に対して随意契約した。</p> <p>本市の設計分が削減される。</p> <p>単独発注した場合の積算を比較すると、随意契約した方が16%経費の節減が図られる。かつ、本工事と水道局の工事の一体施工が必要との判断で随意契約した。</p>
<p>審議 6 &lt;指名競争入札&gt;徳島市道路台帳等補正業務</p> <p style="text-align: right;">（道路維持課）</p>	
<p>県外業者を指名した理由は何か。</p> <p>3社無効となっているが、理由は何か。単純ミスは修正できないのか。</p>	<p>航空写真をデジタルデータ化したものを扱える業者は県内にはいないため、県外業者を指名した。</p> <p>氏名欄の記載誤りである。入札書の記載方法を手引きに示してある以上、入札書に間違えて記載しているものは無効となる。又、いったん入札箱に投函したものは、修正は不可能である。県外業者等は、業者が慣れていないため、記載ミスがあったと考えられる。</p>

<p>審議 7 &lt;一般競争入札&gt;徳島市南環状道路（向寺山区）送・配水管移設工事 (水道局)</p>	
<p>当初から市の下水道工事が後にあることを業者は知っていたか。</p> <p>県内には、他にこのような大規模工事ができる業者はいないのか。</p> <p>予算上、下水道工事と上水道工事を一括発注できないのか。</p>	<p>公表時期の確認が必要であるので、現時点ではわからない。</p> <p>参加資格のある業者は、8社あったが、2社が指名停止中で6社になった。</p> <p>技術者、監理者を配置できない等のこともあり、1社以外は県外大手を対象にした。</p> <p>水道局の工事と市（下水道）の工事は別個のものであり、できない。</p>
<p>審議 8 &lt;指名競争入札&gt;第4期拡張事業応神系送水管布設工事（不動1工区） (水道局)</p>	
<p>入札額の最高・最低が80万円の範囲内でよく競っているが、予定価格は事前に公表しているのか。</p> <p>設計原価はどうしているのか。</p> <p>予定価格を引き下げることでもっと落札額が下がるのではないか。</p> <p>審議7と審議8で同一業者が含まれているが、なぜか。</p>	<p>事前公表している。</p> <p>厚生労働省の歩掛と県の単価表をもとに水道局で積算している。見積内訳書の提出は求めている。</p> <p>予定価格は、工事の難易度等で幅をとっている。最低制限価格も同様にしている。</p> <p>実績、施工能力から一般競争でも指名競争でも、同じような業者になった。</p>
<p>審議 9 &lt;随意契約&gt;プロセス用低・高濁度計更新工事 (水道局)</p>	
<p>業者が2社しかいないとはどういうことか。</p> <p>県外業者はないのか。</p> <p>随意契約であれば、安いのか。</p>	<p>高濁度計を扱える業者が県内に2社しかいない。</p> <p>県内の取扱店という条件にしている。</p> <p>その工事だけでなく、後々のメンテナンスが安くできる。</p>
<p>審議 10 &lt;公募型指名競争入札&gt;第4期拡張事業第十浄水場基幹施設建設実施設計業務 (水道局)</p>	
<p>入札額にバラツキがあるのはなぜか。</p> <p>最低制限価格はないのか。</p> <p>予定価格は、どのように決めるのか。</p> <p>実施設計で基本設計と詳細設計を同時にするのか。</p> <p>管理本館耐震改修工事設計とはどういうものか。</p>	<p>工事と違って設計であるので審議8とは内容が違う。</p> <p>委託業務については、予定価格のみである。</p> <p>厚生労働省の歩掛と県の単価表をもとに、水道局で設計積算し、設定している。</p> <p>同時にする。</p> <p>老朽化している管理本館を耐震化する改修工事設計である。</p>
<p>指名停止等の状況について</p>	
	<p>1 対象期間(17.10.1～18.3.31)の指名停止について 29業者に対し、指名停止措置を行った。(監理課) 19業者に対し、指名停止措置を行った。(水道局)</p>